

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年4月20日現在

機関番号：32693

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21592725

研究課題名（和文） 大規模災害事例に基づく災害看護学の実践的知識の開発

研究課題名（英文） Development of practical knowledge in disaster nursing:
Based on historical research of large scale disasters

研究代表者

川原 由佳里 (KAWAHARA YUKARI)

日本赤十字看護大学・看護学部・准教授

研究者番号：70308287

研究成果の概要（和文）：

本研究の目的は、過去の大規模災害における医療救護の歴史的事例をもとに、今日に通ずる災害医療の普遍的な課題群とそれに取り組む医療者の行動規範を明らかにすることであった。結果、①医療提供に関する基本的条件、②医療の効率性と継続性、③現地復興支援に関する課題群と、①準備性、②迅速性、③指揮系統の明確性、④専門性、⑤現地医療を中心とした支援に関する行動規範が明らかになった。

研究成果の概要（英文）：

This study developed the practical knowledge in disaster nursing through historical investigation in the past large-scale disaster and linkage the historical knowledge to the contemporary arguing points of disaster medical treatment. The knowledge was organized into universal tasks; 1) the basic requirements of health care 2) the efficiency and continuity of dispatched health care teams and 3) the reconstructing health care system in the disaster area, and codes in disaster nursing; 1) preparedness, 2) rapidity, 3) distinctiveness of command, 4) expertness and 5) the approach centered on health care providers of the disaster area.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2011年度	1,200,000	360,000	1,560,000
年度			
年度			
総計	3,500,000	1,050,000	4,550,000

研究分野：医歯薬学

科研費の分科・細目：看護学・基礎看護学

キーワード：災害看護、基礎看護、歴史研究、災害史

1. 研究開始当初の背景

災害時の医療に関する学術的研究が本格的に開始されたのは、1995年の阪神・淡路大震災以降である。看護では1998年に災害看護学会が設立され、この分野に関する研究

が活発化した。また学術研究の進展にともない、同内容を看護基礎教育において教授すべきと認識のもとに、来る2009年度改定予定のカリキュラムの統合分野の一つに災害看護学が盛り込まれることになった。

災害看護に関する知識の開発においては、災害そのものが非日常的な出来事であることから、過去の経験や教訓に学ぶことの重要性は言うまでもない。しかしこの分野に関する研究の多くは、過去 20 年以内に発生した災害における活動に集中したままである。

近代以降、看護職がはじめて災害時の医療活動に携わったのが、1888(明治 21)年磐梯山噴火の折であり、今年で 120 年になる。この間も磐梯山噴火、濃尾震災、三陸海嘯、関東大震災などの大規模災害が起こったが、これまでその活動が災害看護学の研究テーマになることはほとんどなく、わずか 120 年の間の出来事でさえ、その教訓が何であったかは十分に伝わっていない。

史料を徹底的に調査することによって実証的に史実を浮かび上がらせる歴史学的研究の方法論は、現代の災害看護学の知識の深化にとって有効である。さらにそれらの知識を現代の災害医療の場において役立たせるには、現代の災害看護学研究の知見や論点とリンクさせ、実践に役立つ知識として開発するプロセスが不可欠と考えられる。

2. 研究の目的

以上の背景のもと、本研究では過去の大規模災害における災害医療の実践事例を掘り起こし、その知見を現代の災害医療の論点とリンクさせ、日本や海外での災害看護実践において活用できるような実践的知識を開発することを目的とした。

3. 研究の方法

歴史学的な研究方法によって大規模災害における医療実践を解明し、その結果を、現代的な視点から考察する方法をとる。

歴史学研究では、国立公文書館、国会図書館、宮内庁書陵部、防衛省技術研究本部、医大図書館、県立歴史資料館、県立図書館、関係機関(警察、消防、医学・看護関係、日本赤十字社)などから磐梯山噴火、濃尾震災、三陸海嘯、関東大震災に関する史料を収集し、被害状況、医療・看護活動、医療ボランティア、中央政府の対応、地方行政の対応、新聞等による報道他の観点から分析する。

また現代的な視点からこれらの結果を考察するため、災害医療に関する学会・シンポジウム・勉強会、実践報告会に参加し、現代の災害医療・災害看護学の論点を探索する。また災害看護学の専門家にヒヤリング調査を行い、災害医療における普遍的な課題群とそれに対する様々な看護実践事例についてまとめ、災害史、看護・医学史関係の学会にて発表し、成果は冊子にまとめ各関係機関に配布する。

4. 研究成果

第一章では明治初年から昭和三六年までの日本の災害対策関連法を概観した。

明治の初期、政府によって立法化された災害対策には、1871(明治 4)年の窮民一時救助規則と 1880(明治 13)年の備荒儲蓄法があった。いずれも被災農民の応急的な生活保護を主眼とし、医療は含まれなかったが、国家が災害に対応することを定め、後者ではその費用を国と地方が分担して備蓄することを定めた。

その一方で明治維新は王政復古といわれるように皇室の賑恤が復活した。皇室は災害に際して率先して下賜を行い、侍従や侍医を派遣した。

1899(明治 32)年に定められた罹災救助基金法によって、災害対策は地方が実施するものとなり、国家の責任ではなくなったが、これにより災害対策の一つに医療が加わった。地方の医療資源も徐々に増加し、災害によっては地方で対応できるケースも増えた。こうして災害時の医療は、まず地方が開業医や病院などの協力を得て行い、被害の規模に応じて日本赤十字社やその他の団体がそれを支援するようになった。この方式は明治、大正、昭和を通じて継続され、1947(昭和 22)年まで続いた。

日本赤十字社は 1977(明治 10)年に戦時救護を目的として設立されたが、1892(明治 25)年にはそれまでの災害での救護実績をふまえ、戦時救護と災害救護の 2 つを正式な事業とした。同社では活動のために常時資金を集め、人員材料を準備していたため、災害での急な求めに応じていった。

戦後、日本は災害対策における国家の責任を明確にした。近代的な災害対策に関する法律である災害救助法は、1947(昭和 22)年、前年に起こった南海大地震を契機に定められた。非常災害時の応急救助が主であり、復旧対策や生活保護が含まれなかったが、ここにいたってようやく国家の対策のなかに医療及び助産が含まれ、自衛隊と日本赤十字社については救助に協力する義務があることが明示された。

さらに 1959(昭和 34)年の伊勢湾台風による大災害による反省のもと、1961(昭和 36)年に災害対策基本法(法律 223 号)が成立しました。これによって国家の災害対策は災害予防や復旧を含めた総合的な一般法により定められた。この法律のもと日本赤十字社をはじめとする関係団体は、災害時に指定公共機関として協力することが義務づけられ、医療は国家の計画のもと、様々な個人や団体が協力して行うものとなった。

第二章では、明治二十一年磐梯山噴火における災害医療を明らかにした。同災害では、当時、福島県立病院から喜多方に派遣されていた郡医、現地の開業医が初期治療を行った。

さらに皇后陛下のご内意として日本赤十字社から救護員の派遣が要請され、その到着と同時に、福島県立病院の医員看護婦が現地に到着した。さらに帝国医科大学に在籍中の大学院生がボランティアで現地を訪れ、西洋医、漢方医の共同チームによる医療が行われた。当時、磐梯山のある耶麻郡はもともと医療の水準が高くなく、被災者も進んで医療をうける習慣もなかった。またパニックによる山麓の人々は会津や郡山に避難し、人命救助にあたる人夫が不足する、さらに医療のための救護材料や器材が不足する状態となっていた。現地を訪れた医療者が携帯してきた材料により、負傷者の傷の洗浄や消毒が行われ、初期に行われた治療の不十分な点が補正され、療養環境が整えられた。宮内省は、明治初年より災害が発生するたびに皇室による賑恤を行い、侍従や侍医の派遣を行っていた。皇后陛下のご内意により医員が使われたことは新聞記事でもとりあげられ、多くの人々に知られることとなった。

磐梯山噴火では県立福島病院の看護婦2名が救護に参加した。彼女たちは現地の猪苗代の治療所に派遣され、災害発生から約10日後から約3週間、現地で雇用された1名看護婦見習いとともに看護を行った。患者はすでに十数名を残すのみだったが、現地の医員たちは「熟練した看護婦による看護は、(それまでの)親戚の看護とは比べものにならない」と述べ、看護婦の働きを称えた。

第三章では明治二十三年トルコ軍艦エルトゥールル号海難事件における災害医療をとりあげた。初の国際救援であり、海外からの賓客かつ軍艦の乗組員の罹災という特殊なケースであった。政府は災害通報を受け、天皇の臨御のもと一同会して対応を協議し、各省協力して、大島にて遭難者や負傷者の救護を行う計画を立てたが、運悪く軍艦八重山が出航できなかつたため、宮内省・日本赤十字社・外務省の一行は開通したばかりの東海道にて先に現地に向かった。

また神戸に停泊中であったウォルフ号によって遭難者たちが神戸に移送された。神戸では、遭難者たちを留め置いて治療をするか、東京に連れ戻って治療をするかについて、宮内省と海軍省の意見が対立したが、現地の兵庫県知事の判断が参考にされ、神戸での治療看護の継続が決定され、以後、彼らの治療は宮内省と日本赤十字社が担当した。

当時神戸はコレラ渦に見舞われていたが、和田岬消毒所という恵まれた療養環境で負傷者は治療看護を受けることができた。大勢の死者をだし、意気消沈していたトルコ兵たちもやがて元気を取り戻していった。この災害では、宮内省に随伴して日本赤十字社病院に勤めていた従来看護婦4名が現地に派遣され、言語や文化の違いを乗り越え、看護を行

った。引き上げの際、遭難者は慣れ親しんだ看護婦との別れを惜しみ、涙した。

第四章、明治二十四年濃尾地震における災害医療をとりあげた。岐阜県においては激震とともに火災が発生した。医療においてはまず、適切な病院建物が得られず、衛生状態が悪いことで病状の悪化や伝染病の発生などが懸念された。健康管理や生活復興に関して特に高齢者、子供、貧しい人々への特別な配慮が必要であることや、また地震により肉親や家財産を失ったショックに加え、余震によって繰り返し恐怖を体験せざるを得ない人々の心の問題が着目された。現地には、宮内省、帝国大学医科大学、高等中学校医学部、第三師団軍医、日本赤十字社、順天堂大学、東京慈恵医院、キリスト教系の病院などから大勢の医員看護婦が現地に到着し、被災地の広い範囲に出張所を設け、急性期の治療を行った。そのため救護が組織的にならず、なかには一通りの治療を終えてその場を立ち去り、その後の病気の経過を看ないなどの問題も生じた。現地の医療関係者の生活復興の状況に応じて、彼らの医療実践を支援し、早期に機能を回復させ、中長期の医療を担わせる方針がとられた。

この地震でははじめて東京慈恵医院、日本赤十字社病院、京都同志社病院などの正規の養成所を卒業した看護婦が看護を行い、被災地の人々から高い評価を受けた。キリスト教系の病院・派遣看護婦会の看護婦(見習いを含む)、現地で臨時雇用された女性たちも看護に携わった。またこれら看護婦たちの活動が、地方の看護婦養成のきっかけにもなった。

第五章では、明治二十九年明治三陸海嘯をとりあげた。災害医療の被害は北海道から宮城県北部までの広い地域にわたり、その被害も死者2万2千人と大規模な災害であった。この時代になると宮城県のように医療資源の豊富な地方では、現地医療が中心に活動し、派遣団体がそれを支援するかたちをとるようになった。一方、医療資源の少なかった岩手県沿岸部では、被災地に向かう交通が不便であり、医療の水準もさほど高くなく、大勢のボランティアの個人や団体が駆けつけ、医療を行った。特にそれらの人々が大勢集まった釜石・盛地方では、地方医と派遣医との間に主客の別がなく、利害が衝突し、円滑さを欠くこともあった。日本赤十字社では、被災地へなるべく早く駆けつけること、救護においては地方長官の指示に従い、現地の関係者と十分に協力すること、組織を活用し、被災地の活動を近隣の県や組織が支援すること、現地医療関係者を状況に応じて救護に参加させ、彼らの復興と自立をサポートし、なるべく早く引き揚げることなどの方針を明らかにした。

明治三陸海嘯でも現地の看護婦・看護人と

ともに、日本赤十字社から派遣された看護婦が看護を行った。被害にあった沿岸部までの道のりは険しく、看護婦たちは白衣白帽のまま徒歩で山越えをし、被災地に向かった。当初、道が険しいことを理由に看護婦の派遣を認めなかった岩手県知事も、看護婦の活動に大いに感銘を受けた。

以上の歴史研究から明らかになった災害医療の普遍的な課題群は、①医療提供に関して、情報の入手、行動の自由、適切な場や建物の選択、医療材料、人員の確保、現地医療者への協力、②効率的で継続的な医療の提供に関して、リーダーシップの所在の確認、重傷者の後送を含むシステムづくり（医療者の相互連携を含む）、住民への指導、費用の確保、③現地医療の復興に関して、現地医療や住民の意見を取り入れるシステムづくりと自立支援である。

またこれらの災害で活躍した人々の行動原則となっていたのは、①準備性（人員材料の準備・訓練を含む）、②迅速性（初動体制を含む）、③指揮系統の明確性、④専門性（災害の特殊性に応じた医療の提供）であり、⑤現地医療を中心とした支援であった。

折しも平成 23 年 3 月には東日本大震災が発生した。日本災害看護学会、日本赤十字看護学会の主催する学術集会やセミナーで、東日本大震災における災害医療の実態や課題について情報収集し、専門家と意見交換した。

過去 100 年のうちに、医療技術は大きく進歩したが、過去、災害において課題となったことの多くが、今回の東日本大震災においても依然課題となっている事実が確認でき、研究の成果に基づく災害医療・看護の発展が必要であることが改めて確認された。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計 4 件）

- ①川原由佳里、明治 23 年トルコ軍艦沈没事故における日本赤十字社の活動、日本看護歴史学会誌第 22 号、44-57 頁、平成 21 年 5 月
- ②川原由佳里、1888 (明治 21) 年磐梯山噴火における日本赤十字社の救護活動、日本看護歴史学会誌第 23 号、79-91 頁、平成 22 年 3 月
- ③川原由佳里、明治 24 年濃尾震災における医療救護—岐阜県における日本赤十字社の活動に焦点をあてて—、アリーナ第 9 号、55-73 頁、平成 22 年 7 月
- ④川原由佳里、1896 (明治 29) 年明治三陸海嘯における日本赤十字社の救護活動—岩手県における医療救護に焦点を当てて—、日本看護歴史学会誌第 24 号、37-54 頁、平成 23 年 6 月

〔学会発表〕（計 3 件）

- ①川原由佳里、明治 29 年三陸海嘯における日本赤十字社の救護方針—岩手県出張員の記録資料から—、平成 22 年 8 月 28 日、日本災害看護学会第 12 回年次大会（福井市）
- ②川原由佳里、歴史に見る赤十字災害看護、平成 23 年 2 月 26 日、日本赤十字看護学会災害観後活動委員会主催災害看護セミナー「赤十字災害看護の技の伝承」（東京）
- ③川原由佳里、歴史研究からみた災害医療—明治 29 年三陸海嘯と平成 23 年東日本大震災—、平成 23 年 9 月 30 日、日本災害看護学会第 13 回学術集会シンポジウムⅡ「私たちは何のために、どのように在り、どこに向かうか—救護活動の経験を通して—」（埼玉）

〔図書〕（計 1 件）

- ①小原真理子編、川原由佳里他、災害看護心得ておきたい基本的な知識 改訂 2 版、第 1 章 災害看護の歴史、現状、課題、A 災害の歴史に学ぶ災害看護、平成 24 年 2 月、南山堂 2-10 頁

〔産業財産権〕

- 出願状況（計 0 件）
- 取得状況（計 0 件）

〔その他〕

<http://www.redcross-history.org/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

川原由佳里 (KAWAHARA YUKARI)
日本赤十字看護大学・看護学部・准教授
研究者番号：70308287

(2) 連携研究者

小原真理子 (OHARA MARIKO)
日本赤十字看護大学・看護学部・教授
研究者番号：00299950